

第5回座間味村議会臨時会

第1日目

10月19日

平成27年第5回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成27年10月19日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成27年10月19日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	平成27年10月19日 午後2時15分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 清 志	6 番	中 村 秀 克
	2 番	宮 平 讓 治	7 番	中 村 勇
	3 番	宮 平 喜 文	8 番	宮 里 祐 司
	5 番	垣 花 太 郎		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	宮 平 喜 文	5 番	垣 花 太 郎
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 茂	臨 時 書 記	
	副 村 長	宮 平 真由美	教 育 課 長	中 村 悟
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	教 育 長	中 村 光 男		
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎		
	産 業 振 興 課 長	垣 花 健		
	観 光 船 舶 班 参 事	大 城 忍		
	会 計 課 長	野 崎 進		

平成27年第5回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（平成27年10月19日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第57号～議案第58号）
4	議案第57号	工事請負契約について（平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業）
5	議案第58号	工事請負契約について（平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事）

○ 議長（宮里祐司）

ただいまから平成27年第5回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午後1時30分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 宮平喜文議員及び5番 垣花太郎議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3．議案第57号 工事請負契約について（平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業）から議案第58号 工事請負契約について（平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事）までの提出議案の説明を求めます。宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

本日、村長が出張のため準備がございまして、私のほうで説明をさせていただきます。

議案第57号

工事請負契約について

平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 平成27年度 慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 102,600,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
7,600,000円） |
| 4 契約の相手方 | 座間味村字阿嘉50番地
有限会社 中村建設
代表取締役 中村 靖 |

平成27年10月19日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

議案第58号

工事請負契約について

平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 平成27年度 村道座間味阿佐線道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 133,920,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額9,920,000円）
- 4 契約の相手方 南城市大里字古堅926番地の1
有限会社 ザマミ建設
代表取締役 津波古 英孝

平成27年10月19日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

同じ担当課長のほうから説明をいたします。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

私のほうから議案第57号、平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業の概要の説明をしたいと思います。1枚開けていただいて、A3の位置図を見ていただきたいんですけども、今回の工事ですね、延長が780メートルとなります。先に繰り越し分として発注した、これは有限会社新の現場と合わせまして、全長1,040メートルになります。全体の事業費が約1億4,000万円程度の工事となります。御存じのように、この路線は村道里原線という、村道の位置づけがされている現場でありまして、そこを改良するという中身になっております。

次のページからは、全長が1枚では入りませんので何枚かにまたがっておりますけれども、主な工種としては、現道の舗装ですね、あとは側溝のすりつけ、転落防止柵等がありますけれども、一部、どうしても勾配がきついでということで階段の部分があります。それから1カ所に、最後のページにありますけれども、1カ所あずまやを予定しております。これは木のあずまやですね、それを予定しております、一応工期いたしましては、今年度中の完成を予定しております。議案第57号については以上です。

続いて、議案第58号です。平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事ですけれども、今回の工事箇所は延長が90.6メートルになります。座間味阿佐線の改良工事なんですけど、全体工事としては、延長940メートルございまして、今回の工事の施工が終わりますと620メートルが完了ということで、残りの320メートルが平成28年度以降ということになっております。延長の出来高としては、今回66%ですけれども、全体の事業費としては76%が完了するということになります。後で現場のほうを見ていただいて、また説明をしたいと思っております。開けていただいて、A3の2枚目、計画平面図があります。延長が90メートルですけれども、工事費が1億三千、約4,400万円ということですからかなり大きな金額になっておりますが、今回の現場が非常に縦断が厳しいところなんです。谷間になっておりまして、大きな擁壁を建てることとなります。次の最後のA3のページに拡大したものがあありますけれども、工種のほとんどがPCW工法という擁壁、6号擁壁工ということになります。左下のほうに凡例ということで断面図があります。今施工中の現場にはH鋼を打って、軽量モルタルを盛土として使うんですけども、今回の場所は谷間は深いですが、地盤がしっかりしているということで、H鋼を打たずにこのまま擁壁を建てていく工法となっております。これにつきましても、年度内の工事の完成を予定しております。以上で説明を終わります。

○ 議長（宮里祐司）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第4. 議案第57号 工事請負契約について（平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

2番の指名競争入札でやったということですが、何者ぐらいこれはありましたか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

入札は、去る9月25日に行いまして、4者指名して、4者参加していただいております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

大分、距離が長くて、勾配もきつくて非常に難工事だと思うんですが、今年度内、完了は大丈夫でしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

今のところ、業者との計画では年度中ということですが、中村議員御指摘のとおり、長い間使われていない道路でしたので、伐開等、ちょっと時間がかかる可能性がありまして、今ここで繰り越すかどうかというのはちょっと答弁を避けたいと思っております。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

事故のないように着々と進んでいければなと思っております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

慶留間のほうなんですけれども、これは青いところが階段ですよ。慶留間、お年寄りがかなり多いと思うんですけれども、歩き、渡るまでにどうでしょう。どのぐらいかかりますかね。1キロなのであれなんですけれども、お年寄りでも歩いていけるような感じでしょうか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

今回の設計において、なるべく車でということ、避難道路ですから、あわせて観光道路としても活用されるんですが、なるべく車でという提案もあったんですが、車で通そうとすると、この勾配ではつくることができません。非常に、もう20%以上の道路になってしまいますので、もっと山を切ったり、谷間を埋めたりということになってしまいますので、そうすると環境省との調整とか森林の伐採等、大きくなりますので、あくまでも現道をいかにして生かすかということに落ち着きまして、階段という設計になっております。勾配のきつい斜面よりは、逆に階段のほうが上り下りはいいのかなということも考えての工法にしております。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。ではそうですね、慶留間のほうはお年寄りがかなり多いと思いますので、そこら辺、もし万が一、災害があった場合の移動の方法の対策、いろいろ練ったほうがいいと思いますのでよろしくお願いします。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

ちょっとお願いなんですけれども、現状、慶留間側からは頂上の御嶽まではとりあえず車が通れるようなことで、いわゆる一番慶留間で、高い拝所があるんですけれども、こうなってくると、一応、阿嘉側から展望台もつくりますから観光として、ちょっと運動を兼ねながら散歩とかできるんですけれども、御嶽の入り口はその手前でとまっていると思うんですが、どうにかあそこを一般の方が入れないようなゲートをつくってもらえればと思います。鍵がかけられるように。非常に気にする方がたくさんいると思いますので、その辺、ちょっと追加でできればと思うんですけれども、いかがですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

確かに今回の路線、御嶽の入り口の前を通ることになりますので、観光の方が神聖な場とわからずに足を踏み入れてしまうという懸念があるのは聞いておりますので、工事の中で何らかの対策ができれば、施工業者

とその辺は調整したいと思います。

○ 議長（宮里祐司）

6番 中村秀克議員。

○ 6番（中村秀克議員）

その辺また、業者とも一緒に話しながらやってもらえればと思います。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

1番 宮平清志議員。

○ 1番（宮平清志議員）

済みません、今話のありました御嶽の具体的な場所がわかれば、指示願いたいのですが。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

位置はですね、位置図の中の頂上の等高線がありますけれども、147.4という数字がある場所ですね。そこが御嶽の位置になります。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。なければ進行します。進行してもよろしいですか。2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

阿嘉・慶留間地区の避難道路のところですが、阿佐線の避難道路ののり面が種子の吹きつけをしてきていると思うんですが、そこが大雨の際に何度か崩れている例があるんですが、この慶留間線の、赤の編み目はのり面だと思うんですが、どういう工法になっているんですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

基本的には吹きつけの施工になります。

○ 議長（宮里祐司）

2番 宮平譲治議員。

○ 2番（宮平譲治議員）

災害の際の避難道ということなんですが、災害の際に、大雨か何かで土砂が流れて崩れて、避難道路から避難できないような状況が起こらないかどうか。阿佐線の現場も含めて、崩れた際に後から村負担で直すまでの予算はないと思いますので、早いうちに大雨の際に崩れないかどうかの対策を考えてください。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

避難道ということでの工事なんですけれども、避難道であるからといって、特別強い施工をするというのは、ちょっと基準的には難しいものですから、通常の道路の構造令による施工しか今のところ積算すること

ができません。ただ、御指摘にあるように、阿佐の避難道は一部吹きつけが剥がれたりというところがありますので、その辺は現場のほうでしっかりと施工させていきたいと思えます。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

これは階段の始まりの標高というのは何メートルぐらいになっていますか。それによって階段を延長する必要があるんじゃないのかと。車でせめて上れるようにできればいいかなと思えますが。

○ 議長（宮里祐司）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（宮里祐司）

再開します。

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

垣花太郎議員の先ほどの御質疑ですが、手元に今、縦断面図をお配りしております。黄色いマーカーで、蛍光ペンでマークしてはありますが、標高でいうと13.2メートルのところから最初の階段が始まります。断面図（3）とありますけれども、全体で3枚あるんですが、最初のところだけ今お配りしています。ここから急勾配に、ごらんのように非常に急勾配になるということで階段にせざるを得ないということで13.2メートルの箇所から階段にしております。先ほどからお年寄りのことを心配されているわけですが、これについては、設計をするに当たって、地元での意見交換会、説明会は行っております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

せめて20メートルぐらいまで車椅子が通れるような、補助の道路といいますか、小さい、1メートル幅ぐらいの車椅子が通れるぐらいの、横のほうにつくっていたほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○ 議長（宮里祐司）

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣花 健）

これについては、いろいろ検討しました。階段と車道を同時に施工するとか、いろんなことを考えたんですが、どうしてもこの勾配で車椅子とか、車を通すと逆に危険じゃないかという意見も実はありまして、この設計に落ち着いたところです。今のところはこの図面のとおり施工する予定になっております。

○ 議長（宮里祐司）

5番 垣花太郎議員。

○ 5番（垣花太郎議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 工事請負契約について(平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第57号 工事請負契約について(平成27年度慶留間・阿嘉地区避難道路整備事業)は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第58号 工事請負契約について(平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事)を議題とします。

これから質疑を行います。

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

先ほどの議案、慶留間地区の工事でも聞きましたけれども、これも指名競争入札ということで、指名参加が何者あったか教えていただけますか。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

座間味阿佐線については、10月14日に入札をしております、5者指名したんですけれども、1者が当日辞退ということで、4者で入札を行っております。

○ 議長(宮里祐司)

3番 宮平喜文議員。

○ 3番(宮平喜文議員)

わかりました。それでですね、先ほど課長の説明の中で、この阿佐線は非常に重要な部分を今回工事するという説明がありました。擁壁の問題やらH鋼の問題、その阿佐線にかかわる、我々もそう言うとなんですけれども、ちょうど1年前から議員という職に就かせていただいているわけなんですけれども、こういった引き継ぎ的なもの、あるいはここまで工事してきた工事関係者と今回の工事のあり方の中で、要は、変な言い方ですけれども、その業者が悪いというものではなくて、万が一、例えば災害が出て決壊したりとか、いろんな問題が出てきたときに、どういう形で対処するのか。要するにどこまでつくってきたのかと、それから最終的に建設が引き継いでいくという、進行上、とったわけですけれども、全体的にもし万が一あったときのそういった補償とか、クレームというんですか、修理等の関連性はどういう形でなされているのかというのを聞きたいんですけれども。

○ 議長(宮里祐司)

垣花 健産業振興課長。

○ 産業振興課長(垣花 健)

工事の現場については、その都度、契約区間に応じて責任を持って施工、完成させる必要があります。もちろん工事の途中で天災被害で、施工ミスにより何らかの事故が起きた場合にはそれは施工業者が責任を持って、手戻り工事なり何なりやっただくこととなります。ただ、完成をした部分で、後年度に何かふぐあいが出た場合には、もちろん災害、大雨とか台風による天災の場合には災害復旧ということで、国庫にお金をもらって復旧する必要がありますけれども、施工ミスということであれば、それは業者に補償を求めていくということとなります。今回の発注の工事箇所についても、その起点からしか工事の施工の責任はありませんので、工事の区間ごとにそれは責任を持って施工していただくということとなります。

○ 議長（宮里祐司）

3番 宮平喜文議員。

○ 3番（宮平喜文議員）

わかりました。その阿佐線は、特に皆さんも行政もそうですけど、我々も地域で、いつになったら終わるのということをしょっちゅう聞かれているんですね。非常にそういう面ではおこなっているとは思っています。そういう面で細心の注意を払いながら、今言ったことも忠実に守りながら早目に工期内で終わらすように進めてください。以上です。

○ 議長（宮里祐司）

ほかに質疑ありませんか。質疑なければ進行しますがよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

それでは進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 工事請負契約について（平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第58号 工事請負契約について（平成27年度村道座間味阿佐線道路改良工事）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成27年第5回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後2時15分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 里 祐 司

署名議員 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎